

横浜市立大学国際総合科学部通則

制 定 平成 22 年 4 月 1 日 規程第 167 号

最近改正 平成 30 年 4 月 1 日 規程第 4 号

(学部の目的)

第 1 条 横浜市立大学国際総合科学部（以下「本学部」という。）は、共通教養教育と専門教養教育を連携させた「実践的な高度教養教育」を実施し、幅広く高度な教養を身に付け、かつそれを人文科学、社会科学、自然科学のさまざまな分野において総合し、国際的視野に立って、実践的に応用できる資質をもった人材を育成することを目的とする。

(組織)

第 2 条 本学部国際総合科学科に、次の学系を置く。

国際教養学系

国際都市学系

経営科学系

理学系

2 2 年次以降の学生が所属する基本組織として、各学系に、次のコースを置く。

国際教養学系

人間科学コース

社会関係論コース

国際文化コース

国際都市学系

まちづくりコース

地域政策コース

グローバル協力コース

経営科学系

経営学コース

会計学コース

経済学コース

理学系

物質科学コース

生命環境コース

生命医科学コース

(学系の定員)

第 2 条の 2 学系の入学定員は次のとおりとする。

学 系	定 員
国際教養学系	140人
国際都市学系	120人

経営科学系	250人
理学系	140人
計	650人

(教育課程及び授業科目)

第3条 本学部の授業科目は、共通教養科目と専門教養科目群に分ける。

2 共通教養科目は問題提起科目、技法の修得科目及び専門との連携科目からなる授業科目とする。

3 専門教養科目群は、専門教養科目、専門教養ゼミ及び卒論ゼミからなり、専門教養科目においては、学系基幹科目、コース基幹科目、コース展開科目及びコース関連科目からなる授業科目とする。

(単位)

第4条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によることを原則とする。

(1) 講義科目及び演習科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、実技及び語学科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修登録単位数の上限)

第5条 学則第40条の規定に基づき、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として、学生が取得すべき単位数について、学生が1学期あたりに履修科目として登録することができる単位数の上限は、24単位とする。ただし、教職専門科目はこれに含まないものとする。

2 前項の単位数の上限には、他大学等における履修科目で単位認定の対象となる科目も含む(入学前の単位認定を除く)。

3 第1項の規定にかかわらず、前学期の履修登録科目の成績が全て「秀」で、かつ Practical Englishの単位を取得済の学生については、28単位まで登録することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、Practical Englishの単位を取得済の学生については、「Advanced Practical English I」から「Advanced Practical English VII」までの授業科目のうち、学期ごとに1科目2単位を上限に加えて登録することができる。

(科目の履修方法)

第6条 学則第42条第2項の規定による共通教養科目の履修方法、及び学則第43条第2項の規定による専門教養科目群の履修方法については、本学部運営会議の議を経て学部長が定める。

(学系及びコースの選択)

第7条 学生は、原則として2年次に進級する際に学系及びコースを選択する。

2 コースを選択する際の条件として、予め学部が指定する一定の科目のうちから最低限履修すべき科目を修得することを原則とする。

(進級要件)

第8条 学生が1年次から2年次に進級する際には、教養ゼミ若しくは基礎ゼミの単位取得を要件とする。

2 学生が2年次から3年次に進級する際には、Practical Englishの単位取得を要件とする。

3 前2項の規定にかかわらず、進級に際しては、各学年1年以上の在学期間を有することを進級の要件とする。

(試験)

第9条 試験の方法は、筆記試験、口述、論文提出、実技、実習等により行う。

2 試験は各学期中に行う。

3 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった学生は、追試験の受験を申請することができる。

(成績評価)

第10条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀 (S A) : 90点~100点

優 (A) : 80点~89点

良 (B) : 70点~79点

可 (C) : 60点~69点

不可 (D) : 59点以下

3 前項の規定にかかわらず、他大学等で取得した単位(横浜市内大学間単位互換制度にもとづき取得した単位を除く)の評価は「単位認定」と表記する。

4 成績の評価に関して疑問がある学生は、成績確認の申し立てをすることができる。

5 成績確認の申立に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業単位数及び卒業要件)

第11条 卒業に必要な単位数(以下「卒業単位数」という。)は、次のとおりとする。

授業科目	単位数
共通教養科目	50単位
専門教養科目	60単位
専門教養ゼミ及び卒論ゼミ	14単位
合計	124単位

2 国際総合科学部の卒業要件は、前項所定の単位を取得するとともに、次の各号の要件全てを充たすこととする。

(1) 共通教養科目における必修科目は次の通りとし、これらの科目全ての単位を取得すること。

「教養ゼミ」(4単位)

「基礎ゼミ」(2単位)

「Practical English」(3単位)

「総合講義」(4単位)(うち2単位は地域志向科目から履修)

「情報コミュニケーション入門」(1単位)

「プログラミング基礎」、「マルチメディア表現基礎」、「情報検索基礎」及び「デ

ータ分析基礎」のうち（1科目1単位）

以上 計15単位

(2) 専門教養科目において、卒業要件として扱う科目は、第3条第3項に規定する学系基幹科目、コース基幹科目、コース展開科目及びコース関連科目とし、学系及びコースごとの対象科目及び必要単位数については、別に定める。

(3) 専門教養ゼミにおいては8単位を取得することとし、学系及びコースごとの対象科目及び必要単位数は次のとおりとする。

ア 国際教養学系、国際都市学系及び経営科学系の各コースにあつては、所属するコースにおいて開講する「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ」及び「演習Ⅳ」の4科目8単位とする。

イ 物質科学コースにあつては、「物質科学ゼミⅠ」、「物質科学ゼミⅡ」、「物質科学演習Ⅰ」及び「物質科学演習Ⅱ」の4科目8単位とする。

ウ 生命環境コースにあつては、「生命環境ゼミⅠ」、「生命環境ゼミⅡ」、「生命環境演習Ⅰ」及び「生命環境演習Ⅱ」の4科目8単位とする。

エ 生命医科学コースにあつては、「生命医科学ゼミⅠ」、「生命医科学ゼミⅡ」、「生命医科学演習Ⅰ」及び「生命医科学演習Ⅱ」の4科目8単位とする。

(4) 卒論ゼミにおける必要単位数は6単位とし、国際教養学系、国際都市学系及び経営科学系の各コースにあつては、所属するコースにおいて開講する「卒論演習Ⅰ」及び「卒論演習Ⅱ」の2科目4単位並びに「卒業論文」2単位を、理学系の各コースにあつては、所属するコースにおいて開講する「卒業研究Ⅰ」及び「卒業研究Ⅱ」の2科目4単位並びに「卒業論文」2単位を取得すること。

(取得できる学位)

第12条 学生がその修得した所定の単位によって取得できる学位は、次のとおりとする。

コース名	学 位
人間科学コース	学士（国際教養学）
社会関係論コース	
国際文化コース	
まちづくりコース	学士（学術）
地域政策コース	
グローバル協力コース	
経営学コース	学士（経営学）
会計学コース	学士（会計学）
経済学コース	学士（経済学）
物質科学コース	学士（理学）
生命環境コース	
生命医科学コース	

(教育職員免許状)

第13条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定

める所要の単位を取得しなければならない。

- 2 本学部において当該所要資格を取得できる教育職員免許状及び免許教科の種類は、次のとおりとする。

免許状	免許教科
中学校教諭一種免許状	英語、理科
高等学校教諭一種免許状	英語、理科

(大学院授業科目の履修)

第14条 学生が、横浜市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に進学を志望し、本学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

- 2 学生が本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。
(委員会)

第15条 本学部に、学部の運営に必要な場合において、各種の委員会を置くことができる。

(委任規定)

第16条 この通則に定めるもののほか必要な事項は、本学部運営会議の議を経て学部長が定める。

附 則

この通則は、平成21年3月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

(施行及び適用期日)

- 1 この通則は、平成22年1月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 前項の規定にかかわらず、本通則第11条第2項の卒業要件については、平成22年1月21日現在、国際総合科学部に在籍する全ての学生に適用する。
- 3 第11条第2項第2号の規定にかかわらず、平成21年3月31日現在において在籍していた学生の専門教養ゼミに関する卒業要件については、2年次前期、2年次後期、3年次前期及び3年次後期に配当された演習各1つずつ計8単位の取得を要する。

附 則（平成22年4月1日規程として制定）

この通則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月1日改正）

この通則は、平成23年8月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日改正）

(施行期日)

- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の横浜市立大学国際総合科学部通則第2条に規定する人間科学コース、国際文化創造コース、基盤科学コース、環境生命コース、政策経営コース、国際経営コース及びヨコハマ起業戦略コースは、改正後の横浜市立大学国際総合科学部通則第2条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日に在学する学生が、在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 施行日の前日において人間科学コース、国際文化創造コース、基盤科学コース、環境生命コース、政策経営コース、国際経営コース及びヨコハマ起業戦略コースに在学し、引き続き当該コースに在学する者に係る卒業の要件、学位の授与及び授業科目等については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日改正)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第74号)

この通則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第4号)

(施行期日)

- 1 この通則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年度以前に本学部に入學している学生に係る第13条第2項については、なお従前の例による。
- 3 施行日以降に本学部に転学部する学生については、受入れ時期及び受入れ時の学年に基づき、改正前の第13条第2項を適用することができる。